

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(令和2年4月30日現在)

(単位:件)(※4)

年度		平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	合計	年度	
国	措置命令 (※1)	12	20	28	37	45	30	13	27	50	46	40	0	348	措置命令 (※1)	
	課徴金 納付命令 (※2)								1	19	20	17	0	57	課徴金 納付命令 (※2)	
都道府県(※3)		26	36	22	29	64	3	3	1	8	9	15	1	指示 180	措置命令 37	都道府県(※3)
北海道		1	2	3	1	36					1			43	1	北海道
青森														0	0	青森
岩手														0	0	岩手
宮城														0	0	宮城
秋田														0	0	秋田
山形														0	0	山形
福島														0	0	福島
茨城			1	1	2							1		4	1	茨城
栃木		1	6	1	2					1				10	1	栃木
群馬						1								1	0	群馬
埼玉				4	9	11	1	1				4		25	5	埼玉
千葉		1	1		1									3	0	千葉
東京		12	12	3	6	3	2			1	2	2	1	38	6	東京
神奈川				2	1									3	0	神奈川
新潟			3			1								4	0	新潟
富山														0	0	富山
石川														0	0	石川
福井														0	0	福井
山梨														0	0	山梨
長野										1				0	1	長野
岐阜		1	1			1		1						3	1	岐阜
静岡		1	1	1	3	2			1	2	1			8	4	静岡
愛知				1		2								3	0	愛知
三重														0	0	三重
滋賀														0	0	滋賀
京都		1		1	1									3	0	京都
大阪			1								6	6		1	12	大阪
兵庫		2								1				2	1	兵庫
奈良						2								2	0	奈良
和歌山			2		2	1								5	0	和歌山
鳥取														0	0	鳥取
島根			2											2	0	島根
岡山												1		0	1	岡山
広島								1						0	1	広島
山口						3								3	0	山口
徳島		1	1			1								3	0	徳島
香川														0	0	香川
愛媛		1		1										2	0	愛媛
高知		2												2	0	高知
福岡			1		1					1				2	1	福岡
佐賀			1											1	0	佐賀
長崎														0	0	長崎
熊本		2												2	0	熊本
大分				3										3	0	大分
宮崎				1										1	0	宮崎
鹿児島												1		0	1	鹿児島
沖縄			1											1	0	沖縄

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)

※4 法的措置件数は措置時点の件数(平成29年度の課徴金納付命令1件は平成30年12月21日に、平成30年度の国の措置命令1件は令和2年5月15日に取り消されている。)

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（令和元年5月1日～令和2年4月30日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
R2.4.7 【措置命令】	東京都	ジェネシスこと 高階忠生	<p>ジェネシスこと高階忠生は、小児用のレジャー用ライフジャケット（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法により又は他の小売業者を通じて、一般消費者に販売するに当たり</p> <p>①ア 遅くとも平成31年4月頃から令和2年2月13日までの間、楽天市場における自社ウェブサイトにおいて、「安全第一 国土交通省安全基準のテストと同様基準品を使用しております。お値段はリーズナブルなものの、救命胴衣としての安全基準をクリアしているのでご安心してご使用ください。」等と表示することにより</p> <p>イ 平成25年4月1日から遅くとも令和元年12月20日までの間、本件商品に添付している「取扱説明書」において、「もちろん、浮力については、運輸省『小型船舶安全規則』に定める7.5kg/24時間（小児専用は5kg）以上の性能を備えています。」と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品が、小型船舶安全規則に定める5キログラムの質量の鉄片を淡水中で24時間以上支えることができる浮力を備えているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が本件商品の製造工場において浮力試験を実施した結果は、同規則に定める浮力を備えていなかった。</p> <p>② 遅くとも平成31年3月1日から令和2年1月6日までの間、楽天市場における自社ウェブサイトにおいて、「メーカー希望小売価格はメーカーサイトに基づいて掲載しています メーカー希望小売価格3,960円（税込） 価格1,980円（税込）」と表示することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品は同社が自ら企画、製造及び輸入したものであり、「メーカー希望小売価格」と称する価額は、同社が自ら任意に設定したものであった。</p> <p><a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/08/09.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/08/09.html</a></p>

<p>R2.3.31 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ビーボ</p>	<p>株式会社ビーボは、「ベルタ酵素ドリンク」と称する食品及び当該食品を含む「ダイエットパック」と称するセット商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク99%が、痩せています」、「食べたい！でも太りたくない！そんなあなたにオススメ！」等と記載することにより、あたかも、本件2商品の各商品を摂取するだけで、本件2商品の各商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：642万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200331_01.pdf</a></p>
<p>R2.3.31 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 オークローン マーケティング</p>	<p>株式会社オークローンマーケティングは、「スレンダートーン アブベルト」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 平成30年12月20日にBS放送を通じて放送した番組において、「102.4センチあったウエストはなんと88センチに。驚きのマイナス14.4センチ」、「なんと、マイナス19.6センチのお腹引き締めに成功。出産前のお腹を取り戻した」等と表示することにより</p> <p>② 平成31年3月27日に自社ウェブサイトで配信した動画において、「使用前 ウエスト102.4cm→ 使用后 88.0cm」、「-14.4cm」等と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、1か月又は6週間で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf</a></p>
<p>R2.3.31 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ディノ ス・セシール</p>	<p>株式会社ディノス・セシールは</p> <p>① 「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年5月23日から平成31年4月15日までの間、自社ウェブサイトで配</p>

			<p>信した動画において、「ウエスト（へそ周り） ■■■さん - 8. 6 cm 79. 3→70. 7 ■■■さん - 15. 4 cm 93. 4→78. 0 ■■■さん - 11 cm 97. 7→86. 7 ■■■さん - 12. 5 cm 80. 3→67. 8」等と表示することにより、あたかも、本件商品①を腹部に使用すれば、本件商品①の振動によって腹部の肉が柔らかくなり、かつ、本件商品①の電気刺激によって腹部の筋肉が刺激されることにより、4週間で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「TBCスレンダーパッドBE」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月3日から令和元年8月26日までの間、自社ウェブサイトにて配信した動画において、「ウエスト（へそ周り）」、「■■■さん（45歳）- 11. 4 cm（90. 4→79. 0）」、「■■■さん（30歳）- 12. 8 cm（82. 3→69. 5）」、「■■■さん（25歳）- 18. 8 cm（100. 1→81. 3）」、「■■■さん（56歳）- 14. 5 cm（88. 0→73. 5）」、「■■■さん（34歳）- 7. 5 cm（86. 5→79. 0）」等と表示することにより、あたかも、本件商品②を腹部に使用すれば、本件商品②の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や運動をすることなく、1日20分間の使用を4週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf</a></p>
<p>R2. 3. 31 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社プライムダイレクト</p>	<p>株式会社プライムダイレクトは</p> <p>① 「バタフライアブス」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年9月22日にBS放送を通じて放送した番組において、「<b>ウエスト</b> - 18 cmサイズダウン!」、「<b>体重</b> - 7. 2 kg <b>ウエスト</b> - 10. 0 cm」等と表示することにより、あたかも、本件商品①を腹部に使用すれば、本件商品①の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、2か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「バタフライアブスディープレック」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成31年4月1日から令和元年8月28日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バタフライアブスディープレック1ヶ月チャレンジ」、並びに人物の前後比較画</p>

			<p>像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト－13 cm」及び「<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さん 42歳」等と表示するなどにより、あたかも、本件商品②を身体の部位に使用すれば、本件商品②の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、1か月で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf</a></p>
<p>R2. 3. 31 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>ヤーマン株式会社</p>	<p>ヤーマン株式会社は</p> <p>① 「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年3月7日から令和元年9月3日までの間、「MONITOR」、「ながらトレーニングで、憧れ美ボディ」及び「30日間でこの変化!」、並びに本件商品①を使用した前後の人物の腹部及び臀部を比較した画像と共に、「Before」、「After」、「おへそまわり－12.3 cm」及び「Tさん（40代）」等と表示するなどにより、あたかも、本件商品①を身体の部位に使用すれば、本件商品①の振動によって当該部位の肉がもまれて柔らかくなり、かつ、本件商品①の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、30日間で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「トルネードRFローラー」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年5月30日から令和元年9月6日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、本件商品②を使用する映像に続いて、人物の身体の本件商品②使用前後と比較した映像と共に、「たった1か月でウエスト－7.5 cm!!」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前後と比較した映像と共に、「たった1か月でお腹周り－9.0 cm!!」との文字の映像、人物の身体の本件商品②使用前後と比較した映像と共に、「たった1か月でウエスト－7.0 cm!!」との文字の映像及び人物の身体の本件商品②使用前後と比較した映像と共に、「たった1か月でお腹周り－8.8 cm!!」との文字の映像を表示することにより、あたかも、本件商品②を腹部に使用すれば、1か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提</p>

			<p>出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf</a></p>
R2.3.31 【措置命令】	埼玉県	株式会社 ニコリオ	<p>株式会社ニコリオは、「L a k u b i」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイト若しくはアフィリエイトサイト又はその両方において</p> <p>① 「モニター実感度80%」等と表示することにより、あたかも、本件商品に対する顧客の満足度が非常に高いものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、統計的に客観性が十分に確保されているとはいえないものであった。</p> <p>② 「多くの雑誌企画で1位を獲得!!」等と表示することにより、あたかも雑誌の企画特集で同種他社商品と比較したうえで本件商品が1位を獲得していたかのように示す表示をしていたが、実際には、表示している全ての雑誌企画で1位を獲得した事実はなかった。</p> <p>③ 「私たちの内側から健康をサポートしてくれます。」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>埼玉県知事は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>④ 「3ヶ月で7kg落ちた方法を紹介!」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたが、実際には、痩身効果を得るためには本件商品の摂取のほか、食事制限（腹6分、間食禁止等）及び運動を条件としており、本件商品の摂取だけでは容易に痩身効果が得られるものではなかった。</p> <p>⑤ 「そこで『L a k u b i』は1日たった17円」等と表示することにより、あたかも、本件商品の一日当たりの購入価格が17円であるかのように表示していたが、実際には、初回500円の本件商品の初回購入価格を基に計算された値で、2回目以降の購入には適用されない値であり、事実と相違していた。</p> <p>⑥ 「△●●月●●日追記△ 今だけの初回500円モニター募集です！お申し込みはお早めに」</p>

			<p>等と表示することにより、あたかも初回価格500円は期間限定であるかのように表示していたが、実際には、アフィリエイトサイトを閲覧した日の二日前の日付が追記として表示されるよう作成されており、初回価格500円は期間限定のものではなかった。</p> <p><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0331-08.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0331-08.html</a></p>
R2.3.30 【措置命令】	消費者庁	株式会社ファミリーマート	<p>株式会社ファミリーマートは、平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間、同社が北海道内において運営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストア又は同社とフランチャイズ契約を締結する事業者が北海道内において経営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアにおいて供給する「バター香るもちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン、5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の容器包装において、「バター香るもちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf</a></p>
R2.3.30 【措置命令】	消費者庁	山崎製パン株式会社	<p>山崎製パン株式会社は、平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間、北海道内に所在する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアを通じて供給する「バター香るもちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン、5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の容器包装において、「バター香るもちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf</a></p>
R2.3.27 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社よりそう	<p>株式会社よりそうは、「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」との名称の下に、自社との間で加盟店契約を締結する葬儀サービス提供事業者を通じて「家族葬 仏式プラン」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成29年8月15日から平成30年3月7日までの間、自社ウェブサイト内の「全てセットの定額」と表示のタブをクリックすることにより表示されるウェブページにおいて、「必要なものが全てコミコミだから安</p>

			<p>心 この金額で葬儀ができます」、「家族葬 これっきり価格 418,000円(税込) 通夜、告別式を身内だけで」、「全てセットの定額」、「葬儀に本当に必要なものだけに絞った、格安葬儀プランです 下記の費用で葬儀を行えます」及び「全て揃った定額 必要なもの全てセット」と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、表示された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。実際には、少なくとも、寝台車又は霊 柩 車の搬送距離が1回最大50キロメートルを超える場合、葬儀社等における安置日数が4日を超えてドライアイスの追加が必要となる場合、火葬場利用料が1万5000円を超える場合又は式場利用料が5万円を超える場合には、追加料金が発生するものであった。</p> <p>課徴金額：417万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200327_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200327_01.pdf</a></p>
<p>R2.3.24 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 イオン銀行</p>	<p>株式会社イオン銀行は、クレジットカード又はデビットカードに係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、令和元年7月1日から同年9月30日までの間に実施した「【新規ご入会者限定】最大20%キャッシュバックキャンペーン」と称するキャンペーン（以下「本件キャンペーン」という。）について</p> <p>① 令和元年7月1日から同年9月30日までの間、自社ウェブサイトのうち、本件キャンペーンの対象となるクレジットカード又はデビットカードの申込みに係るウェブページにおいて、「新規ご入会者限定」、「■要エントリー」、「■イオン銀行口座設定された方」、「カードご利用代金最大20%キャッシュバック」、「利用期間 7/25 [木] ▶31 [水] 8/25 [日] ▶31 [土] 9/24 [火] ▶30 [月]」、「本キャンペーンのキャッシュバック上限金額は、おひとりさまにつき合計10万円まで!」及び「入会期間：2019年7月1日(月)～9月30日(月)」と表示することにより、あたかも、「入会期間」と称する期間に、新規入会者が、本件キャンペーンに応募した上で、「利用期間」と称する期間に、商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、応募者1人当たりのキャッシュバックの上限金額を合計10万円として、当該代金の最大20%相当額のキャッシュバックを受けられるかのように表示していた。</p> <p>② 令和元年7月1日から同年9月30日までの間、デジタルサイネージと称する店頭表示物において、「新規ご入会者限定」、「■要エントリー」、「■イオン銀行口座設定された方」、「カード利用代金最大20%キャッシュバック」、「入会期間：2019年7月1日(月)～9月30日(月)」</p>



			<p>及び「利用期間 7/25 [木] ▶31 [水] 8/25 [日] ▶31 [土] 9/24 [火] ▶30 [月]」と表示することにより、あたかも、「入会期間」と称する期間に、新規入会者が、本件キャンペーンに応募した上で、「利用期間」と称する期間に、商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該代金の最大20%相当額のキャッシュバックを受けられることができるかのように表示していた。</p> <p>③ 令和元年7月6日から同月31日までの間及び同年8月7日から同年9月29日までの間、「YouTube」と称する動画共有サービスにおける動画広告において、「新規ご入会者限定」、「■要エントリー」、「■イオン銀行口座設定された方」、「カードご利用代金最大20%キャッシュバック」、「入会期間：2019年7月1日（月）～9月30日（月）」、「利用期間：2019年7月25日 [木]～31日 [水] 8月25日 [日]～31日 [土] 9月24日 [火]～30日 [月]」、「イオンカードは今なら20%キャッシュバック」及び「イオンウォレットから応募」との文字の映像並びに「イオンカードは今なら20パーセントキャッシュバック」及び「今すぐイオンウォレットから応募」との音声を表示することにより、あたかも、「入会期間」と称する期間に、新規入会者が、「イオンウォレット」と称するアプリケーションから本件キャンペーンに応募した上で、「利用期間」と称する期間に、商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該代金の最大20%相当額のキャッシュバックを受けられるかのように表示していた。</p> <p>実際には、少なくとも、例えば、同社が指定した対象外項目に係る商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合など、キャッシュバックを受けられない場合があった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_02.pdf</a></p>
<p>R2.3.24 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 エムアイカード</p>	<p>株式会社エムアイカードは、「エムアイカードプラスゴールド」と称するクレジットカード（平成30年5月30日付けで同名称に変更する前のクレジットカードを含む。）に係る役務（平成30年4月1日から令和元年7月29日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて</p> <p>① 例えば、平成31年4月1日から令和元年6月10日までの間、「三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度8%ポイントが貯まります。」「百貨店でお得！初年度ポイント率8%！」「百貨店でお得！」「ポイントが早く貯まる！」「MICARD+ GOLDに新規でご入会い</p>

			<p>ただくと三越伊勢丹グループ百貨店内のお買物で初年度8%ポイントが貯まる！」等と表示するなど、あたかも、新規に本件役務の提供に係る契約を締結し、かつ、三越伊勢丹グループの百貨店において商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、入会初年度においては、当該利用額の8パーセント分のポイントが付与されるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、少なくとも、例えば、3,000円未満の商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該利用額の1パーセント分のポイントしか付与されないなど、利用額の8パーセント分のポイントが付与されない場合があった。</p> <p>② 例えば、平成30年4月1日から同年6月30日までの間、「期間：2018年6月30日(土)まで」及び「ご入会特典 ゴールドカードの新規ご入会で 三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度8%ポイントが貯まります。」と表示することにより、あたかも、平成30年6月30日までに新規に本件役務の提供に係る契約を締結した場合に限り、当該特典の適用を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成30年4月1日以降、継続して、当該特典の適用を受けることができるものであった。</p> <p>課徴金額：1526万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_01.pdf</a></p>
<p>R2. 3. 19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 TOLUTO</p>	<p>株式会社TOLUTOは、「ケトジェンヌ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和元年8月2日に、自社ウェブサイトにおいて、「スリムボディ」、「ケトジェンヌでボディメイクに燃える！」と題し、ウエストがくびれた人物の写真と共に、人物の腹部に炎のイラスト及び「ケトン体」と記載、並びに「中鎖脂肪酸MCT」、「オメガ3系脂肪酸アマニ油」、「基礎アミノ酸でタンパク質」、「スーパーフードミネラル」、「どっさり食物繊維」、「ケトン体質に切り替える」及び「5つのこだわり」等と表示するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用による体質改善により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>

			<a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200319_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200319_01.pdf</a>
R2.3.18 【措置命令】	大阪府	株式会社 エコ関西	<p>株式会社エコ関西は、「エコショップ」と称する宣伝講習販売会場において</p> <p>① 「ウォーキングイオン棒」、「アイセイファイブ」及び「プチイオン棒」と称する電気マッサージ器（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年1月27日から令和2年1月22日までの間、体の不調の原因となる静電気を除去することで、「癌、認知症に効果がある」等と口頭で勧誘することにより、あたかも、本件商品①に疾病等の治療に効果があるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「EPマルチプレート」と称するセラミック製の板状の機器（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年4月27日から令和2年1月29日までの間、案内チラシにおいて、「テレビの前に置く 電磁波・ブルーライトの悪影響を軽減します 脳神経を守るマイクログリアが守られます」等と表示するほか、口頭で勧誘することにより、あたかも、本件商品②に各種の効果効能があるかのように示す表示をしていた。</p> <p>大阪府知事は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期限内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、いずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37705">http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37705</a></p>
R2.3.18 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社ファクトリージャパングループ	<p>株式会社ファクトリージャパングループは、同社が運営する店舗において、「60分全身整体」、「A. P. バランス®整体・骨盤調整60分」及び「整体・骨盤調整（A. P. バランス®）60分コース」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年1月1日から同年2月28日までの間、「\初めてご利用の方限定！／新しいカラダスタート！キャンペーン！今なら60分全身整体 <b>通常価格</b> 8,964円（税込）が3,980円（税込）！\さらに／平日13時～17時ならもっとお得に！3,500円（税込）！キャンペーン期間 2月28日（水）まで」等と表示するなどにより、あたかも、本件役務を初めて利用する者又は1年以上利用していない者（以下「初回利用者等」という。）が本件役務を利用する場合には、表示されていた期限までに限り、割引価格が適用されるかのように表示していたが、実際には、初回利用者等が本件役務及びこれと同等の役務を利用する場合には、平成30年1月1日から同年5月31日までの間において、割引価格が適用されるものであった。</p>

			<p>課徴金額：392万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200318_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200318_01.pdf</a></p>
R2.3.17 【措置命令】	消費者庁	株式会社 あすなろわかさ	<p>株式会社あすなろわかさは、「黒椿」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和元年7月5日及び同月8日に自社ウェブサイトにおいて、本件商品の容器包装及び黒髪の人物の写真と共に、「黒々艶やかな髪本来の美しさを取り戻す 黒椿 -KUROTUBAKI- 黒ゴマ、黒ウコン、亜鉛、ビオチンなどの黒々艶やかな天然成分をたっぷり使ったサプリメントです。あなたの髪本来の、若々しくて美しい黒髪を取り戻します。市販の白髪染めや美容院で染めるのが面倒な方にオススメです。」等と表示することなどにより、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が黒髪になる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_03.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_03.pdf</a></p>
R2.3.17 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 ジプソフィラ	<p>株式会社ジプソフィラは、「生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年3月21日から同年11月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「222種の植物で健康的にダイエット」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：868万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_02.pdf</a></p>
R2.3.17 【課徴金納付命令】	消費者庁	ジェイフロンティア株式会社	<p>ジェイフロンティア株式会社は、「酵水素328選生サプリメント」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成29年4月17日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「あんなにおデブだった、たんぼぼがどうやって痩せたのか!？」と記載し、ウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった白鳥さん」と付記され</p>

			<p>た、肥満気味の腹部を露出した同人の写真と共に、「約3カ月で-12.7kg」、「『ダイエット失敗続きの私が本当に痩せられたんです!』白鳥久美子さん」と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：2億4988万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_01.pdf</a></p>
R2.3.10 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ゼネラルリンク	<p>株式会社ゼネラルリンクは、「マカミア」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和元年11月25日から令和2年2月5日までの間、「nenne」と称する自社ウェブサイトにおいて、「自然環境の厳しい南米ペルー産のマカを厳選し独自製法のエキスパウダーとして抽出。大学教授をはじめとする共同研究チームによる機能性試験において、授かり率が190%高まることが示されました。」等と表示し、令和2年1月9日から同月16日までの間、実際には自社が運営しその表示内容を自ら決定しているにもかかわらず第三者が運営するものであるかのように装った「妊活ガイド」と称するウェブサイトにおいて、「妊娠率190%UPも!?今話題の妊活サプリ総合ランキング!」、「マカミア（ネンネ）」、「授かり率が190%UPする妊活サプリ」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、著しく妊娠しやすくなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200310_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200310_01.pdf</a></p>
R2.3.6 【措置命令】	消費者庁	株式会社 エムアンドエム	<p>株式会社エムアンドエムは、「ファイラマッスルサプリHMB」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、少なくとも平成31年4月10日に、「1日たった4粒飲めば体が引き締まる!」、「筋肉をつけ代謝を上げつつ、余分な摂取をスッキリさせることで」、「リバウンド知らずの理想の体に!」、「POINT1 話題のHMBに加え、アスリートも多数摂取“BCAA”も高配合! 2種のビルドアップ成分を超凝</p>

			<p>縮！プロテインよりボディメイクの実感度アップ！」、「POINT 2 ボディメイクをさらに加速させる、スッキリサポート成分！ 自然由来のスッキリ成分を凝縮！ HMBやプロテインだけだと、筋肉はついても痩せなかった…。 そんなお声が多い中、ファイラは絶妙なバランスでスッキリ系成分を配合することで、<u>ビルドアップとスッキリの両立を実現しました！</u>」、「【インディアンデーツ】<u>インディアンデーツは、アフリカ原産の天然植物です。現地では乱れた食生活を整える民間薬として用いられています。また、余分な摂取をスッキリサポートする働きが期待されています。</u>」、「アップ系×カット系W配合 『ファイラマッスルサプリHMB』は、多くのお客様に支持される筋肉サプリです！」、「ビルドアップしたい方、ダイエット目的の方、その両方の方など様々な方に広くご愛用いただいております。」、「健康的な食事や運動のお供に、毎日同じタイミングでお飲み下さい。 摂り続けるほど実感度アップが期待できます。1日4粒以上を目安に、毎日、お飲み下さい。」等と表示することにより、あたかも、健康的な食事や運動と共に、本件商品を毎日4粒を目安に摂取し続ければ、本件商品に含まれる成分の作用により、効率よく筋肉増強効果及び痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_02.pdf</a></p>
<p>R2.3.6 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>ふるさと和漢堂株式会社</p>	<p>ふるさと和漢堂株式会社は、「ドクター・フトレマックス」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」、「太る専用プロテイン！」等と表示するなど、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：1305万円</p>

			<a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_01.pdf</a>
R2.3.5 【措置命令】	茨城県	有限会社 協和自動車	<p>有限会社協和自動車は、中古自動車21台（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、中古自動車情報ウェブサイト開設した自社ウェブサイト又は中古自動車情報誌において、「修復歴」欄に「なし」又は「修無」と表示することにより、あたかも、本件商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、オートオークションからの仕入れ時に提示される「出品リスト」に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号等が記載された修復歴があるものであった。</p> <p><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/torikumi/documents/kohyobun.pdf">https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/torikumi/documents/kohyobun.pdf</a></p>
R2.2.26 【措置命令】	大阪府	株式会社 シェフカワカミ	<p>株式会社シェフカワカミは、自ら運営する6店舗で販売する豚肉、鶏肉及び牛肉の一部商品（以下「本件商品」という。）について、新聞に折り込むなどした広告チラシにおいて、「全品3割引」等と表示することにより、あたかも、本件商品について、通常価格から割り引いて販売するかのように表示していたが、実際には、当該通常価格は、同社が任意に設定したものであって、販売された実績があるとは認められない価格であった。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37394">http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37394</a></p>
R2.2.17 【措置命令】	埼玉県	旅籠一番こと 坂本俊彦	<p>旅籠一番こと坂本俊彦は、宿泊施設内における入浴施設の浴槽で使用する温水について、自らが運営するウェブサイトの「温泉」を紹介するページにおいて、「自慢の温泉と心温まるおもてなしでお待ちしております。」「『島府の湯』自慢の温泉と心温まるおもてなしでお待ちしております。」「露天風呂 当館自慢の露天風呂は心も肌も安らぎに包まれる自然石で造られており、お部屋ごとの貸切もできます。秩父路の静寂とくつろぎを堪能できるお風呂です。」等と表示することにより、あたかも、全ての浴槽で温泉を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、「露天風呂」では温泉法第2条第1項に規定する温泉を使用していなかった。</p> <p><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0217-07.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0217-07.html</a></p>
R2.2.7 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 グロース Growas	<p>株式会社Growasは</p> <p>① 「アルバニアSPホワイトニングクリーム」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月2日から同年11月26日までの間、「Shopping Mall」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、「アルバニア ホワイトニングクリームは通常では考えられないほど【瞬間的に】</p>

			<p>シミを消してしまいます 肌に影響なくシミが剥がれ落ちる おやすみ前専用瞬間シミ消しクリーム」、「シミが剥がれるだけでなく 肌全体が白くなる」等と記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、短期間で容易にシミを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くするかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、上記の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に資料を提出しなかった。</p> <p>② 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、同一のページに「通常販売価格12,000円(税別)↓↓↓予約販売限定&lt;500本のみ&gt;3,800円(税別)」、「3本セット36,000円⇒11,400円(税抜)▶送料無料3個セット」、「2本セット24,000円⇒7,600円(税抜)▶2個セットはこちら」及び「12,000円⇒3,800円(税抜)▶単品購入はこちら」と一体的に記載し、実際の販売価格に当該販売価格を上回る価格(以下「比較対照価格」という。)を併記することにより、あたかも、比較対照価格は、同社において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、比較対照価格は、同社が任意に設定したものであって、同社において本件商品について販売された実績のないものであった。</p> <p>課徴金額：160万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200207_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200207_01.pdf</a></p>
R2.1.17 【措置命令】	消費者庁	株式会社 キュラーズ	<p>株式会社キュラーズは、「収納ユニット」と称する収納スペースの賃貸サービス(以下「本件役務」という。)を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイト内の「勝どき・月島店」と称する店舗(以下「本件店舗」という。)に係るウェブページにおいて、例えば、平成31年2月20日から同月28日までの間、「3ヶ月間30%OFF(お問合せ期限：2/28まで)」、「3ヶ月間30%OFFキャンペーン!2/28までにお問合せいただいた方限定!」、「キャンペーンは、新規お申し込みの方のみ、初期費用期間の翌月から適用となります。(例：1/15利用開始の場合、3/1から適用) 申込み期限：2/28まで」等と表示するなど、あたかも、表示された期限までに、本件店舗に対し、本件役務の提供について問い合わせた場合に限り、利用開始月の翌々月からの3か月間、「定価」と称する価格から30パーセント</p>



			<p>割り引いた価格で本件役務を提供するかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示された期限を経過した後に、本件店舗に対し、本件役務の提供について問い合わせた上で新規に本件役務の提供を申し込んだ場合であっても、利用開始月の翌々月からの3か月間、「定価」と称する価格から30パーセント割り引いた価格で本件役務の提供を受けることができるものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200117_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200117_01.pdf</a></p>
R1. 12. 27 【課徴金納付命令】	消費者庁	LINEモバイル株式会社	<p>LINEモバイル株式会社は、「エントリーパッケージ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年11月14日から平成31年1月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」と表示することにより、あたかも、本件商品は、同社が提供する全ての移動体通信役務に係る申込時の登録事務手数料が不要となるものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品は、同社が提供する移動体通信役務のうち「LINEフリープラン」と称するプランの「データSIM」と称するサービスタイプに係る申込時には使用できず、当該役務に係る申込時の登録事務手数料については不要となるものではなかった。</p> <p>課徴金額：243万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191227_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191227_01.pdf</a></p>
R1. 12. 20 【措置命令】	消費者庁	株式会社ダッドウェイ	<p>株式会社ダッドウェイは、「ADAPT」、「OMNI360」、「ORIGINAL」及び「360」と称する各抱っこひも（以下これらを併せて「本件4商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ADAPT」と称する抱っこひもについて、平成29年7月1日頃以降、「店頭空箱」と称する店頭表示物において、「人間工学専門家も認める快適性」と記載し、乳幼児を対面抱きしている人物の写真と共に、「肩への負担が1/7（他社比）」及び「快適性を使用者にかかる圧力で比較すると、一般的な腰ベルト付き抱っこひもを100とした場合、エルゴベビーはわずかその14%程度、つまり負担がきわめて少ない、という実験結果が出ています。抱いた赤ちゃんが自然に中央に導かれる立体設計により、親子ともにバランスの良い抱っこ姿勢を保てることも、疲れにくい理由のひとつです。」等と表示することにより、あたかも、本件4商品を使用して乳幼児を対面抱き又はおんぶした際に使用者の身体に掛かる負担は、他社の商品に比して著しく少ないかのように示す表示をしている又は表示をしていた。</p>

			<p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191220_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191220_1.pdf</a></p>
R1.12.17 【措置命令】	東京都	株式会社 ラムセス	<p>株式会社ラムセスは、小児用のレジャー用ライフジャケット（以下「本件商品」という。）を小売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、平成22年11月19日から令和元年8月30日までの間、本件商品に添付している取扱説明書において、「もちろん、浮力については、運輸省『小型船舶安全規則』に定める、7.5kg/24時間（小児用は5kg）以上の性能を備えています。」と表示することにより、あたかも、本件商品が、小型船舶安全規則に定める5キログラムの質量の鉄片を淡水中で24時間以上支えることができる浮力を備えているかのように示す表示をしていた。</p> <p>東京都知事は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。</p> <p><a href="https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/hyoji/keihyo/documents/191217sochimeirei.pdf">https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/hyoji/keihyo/documents/191217sochimeirei.pdf</a></p>
R1.12.10 【措置命令】	大阪府	毎日新聞瓢箪山 南販売所、同北山 本販売所、同八尾 北販売所こと 中野宅視	<p>毎日新聞瓢箪山南販売所、同北山本販売所、同八尾北販売所こと中野宅視は、一般消費者と毎日新聞の新聞購読契約を締結するに当たり、クレジットカード会社が発行するギフトカード、スーパーマーケットが発行するお買物券等の商品券（3,000円から10,000円相当）の提供、「スポーツニッポン」と題する日刊新聞紙の無料提供、毎日新聞の購読料の割引、毎日新聞の購読料無料月の設定など、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（平成10年公取委告示5号）に定める範囲を超えた景品類の提供を行っていた。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=36662">http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=36662</a></p>
R1.11.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 シンビジャパン	<p>株式会社シンビジャパンは、「ロロチェンジ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月4日から令和元年5月17日までの間、「韓国女子会セレクトショップ」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「<u>密着シートがお腹まわりをシェイプ!</u>」と記載し、本件商品を腹部に貼り付けた細身の人物の写真と共に、「<u>貼るだけカンタン!薄いから目立たない 就寝時や、服の下に着用ながらダイエット</u>」等と表示することに</p>

			<p>より、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf</a></p>
R1.11.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ユニッシュ	<p>株式会社ユニッシュは、「カーブシート」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年9月19日までの間、「カーブシート」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「夢のダイエットシートは運動・食事制限なし！貼るだけで痩せるってどういうこと？」及び「ついに『夢』のようなダイエットアイテムが開発されました！！辛いことは何もせずに、ただ気になる部位に一定時間貼って寝るだけ。たったそれだけで痩身効果を得られる夢のダイエットシート、その名も『カーブシート』」等と表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf</a></p>
R1.11.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 t a t t v a	<p>株式会社 t a t t v a は、「スリムデトパッチ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年5月20日までの間、「スリムデトパッチ」と称する自社ウェブサイトにおいて</p> <p>① 例えば、本件商品及び本件商品を腹部に貼り付けた細身の人物の写真と共に、「この一枚があなたの身体を変える！！ただ特殊D I E Tパッチをへそに貼るだけでくびれが出現！！」等と表示することにより、あたかも、本件商品をへそに貼付するだけで、短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>

			<p>② 「5袋+1袋プレゼント（72日分） 通常価格99,000円→特別価格19,800円」、「3個セット（36日分） 通常価格59,400円→特別価格11,880円」及び「単品購入（12日分） 通常価格19,800円→特別価格3,960円」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「通常価格」と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、同社において販売された実績のないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf</a></p>
R1.11.29 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 イッティ	<p>株式会社イッティは、「パンプマッスルビルダーTシャツ」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年5月16日から同年8月6日までの間、「一番星公式ショップ」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「朗報です！！ 着るだけでマッチョが目指せる※加圧効果により 話題の加圧シャツ！ ヒロミプロデュース パンプマッスルビルダーTシャツ」と記載するとともに、人物の上半身の画像を掲載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：316万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_01.pdf</a></p>
R1.11.19 【措置命令】	埼玉県	株式会社MJG	<p>株式会社MJGは、自ら運営する接骨院及び同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営する接骨院を通じて役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成30年11月1日から令和元年10月24日までの間、自社ウェブサイトにおいて</p> <p>① 「全国の患者様から選ばれてNo.1お客様『評価』★★★★★」、「第1位痛みが辛い患者様が選ぶ全国の接骨院技術部門」、「第1位むち打ち治療に強い接骨院全国の医師が選ぶむち打ち治療」等と表示することにより、あたかも、本件役務について、顧客や医師からの評価が非常に高いものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、整骨院10者に関するイメージ調査の結果であって、統計的に客観性が十分に確保されているとはいえない調査であった。</p>

			<p>② 本件役務のうち「やせプログラム」と称する役務を一般消費者に提供するに当たり、「※高周波EMSの『楽トレ』で筋肉量を減らすことなく脂肪燃焼と筋肉自体の引き締めが行われた結果、体重の変化は少ないにもかかわらずバランスの良いサイズダウンと体脂肪量の減少という、健康的なシェイプアップに成功しました。」等と表示することにより、あたかも、「やせプログラム」を受けるだけで食事指導等も必要とせず容易に体脂肪の減少と身体の全体的な引締め効果が得られるかのように表示をしていた。</p> <p>埼玉県知事は、同社に対し、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/1118-13.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/1118-13.html</a></p>
<p>R1.11.1 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>イマジン・グローバル・ケア株式会社</p>	<p>イマジン・グローバル・ケア株式会社は、「ブロリコ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年11月2日から平成31年1月28日までの間、自社ウェブサイトを通じて「ブロリコ」と称する成分に係る資料を請求した一般消費者に対して、冊子及びチラシを送付するとともに、本件商品の注文はがき付きチラシ及び本件商品の無料サンプルを送付していたところ</p> <p>① 自社ウェブサイトにおいて、例えば、トップページにおいて、「免疫力を高める方法についての情報 ブロリコ研究所」、「免疫低下で病気を招く」及び「免疫を高めるブロリコ」、「もっと知りたい！ 今話題のブロリコと自然免疫活性成分って？」並びに「免疫力を高めるブロリコ」と表示することにより、</p> <p>② 冊子及びチラシにおいて、例えば、冊子において、「免疫力を高めるブロリコとの出会い」、「免疫が下がるとあらゆる疾病リスクが高まる」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、免疫力が高まり、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191101_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191101_01.pdf</a></p>

<p>R1.10.16 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 プラスワン</p>	<p>株式会社プラスワンは、自社が運営する「からあげ専門店こがね」と称する店舗において供給する鶏の「もも」と称する部位（以下「鶏もも肉」という。）を使用した唐揚げ及び当該唐揚げを含む商品の各商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、塚本店の看板において、平成28年2月1日以降、「からあげ専門店 こがね」及び「国産若鶏使用 絶品あげたて」と表示するなど、あたかも、本件商品には、国産の鶏もも肉を使用しているかのように示す表示をしている又は表示をしていたが、実際には全て、ほとんど全て又は3割程度、外国産の鶏もも肉を使用していた。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191016_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191016_1.pdf</a></p>
<p>R1.10.9 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ファク トリージャパ ングループ</p>	<p>株式会社ファクトリージャングループは、自社が運営する店舗（以下「直営店舗」という。）において又は自社とフランチャイズ契約を締結する事業者が経営する店舗（以下「フランチャイズ店舗」という。）を通じて「全身整体コース（60分）」等と称する役務、「シェイプ整体トライアルコース」等と称する役務、「快眠整体コース」等と称する役務、「腸×骨盤デトックスシェイプコース」等と称する役務及び「<b>腸×骨盤シェイプ</b>60分」等と称する役務の各役務（以下「本件5役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成27年8月1日から同月31日までの間、「全身整体コース（60分）」、「ご好評につき！2015.8/31まで半額以下」、「初めての方限定価格！」及び「通常価格8,424円（税込）（本体価格7,800円）▶3,980円（税込）」と表示するなど、あたかも、直営店舗又はフランチャイズ店舗を通じて供給する役務を初めて利用する者又は1年以上利用していない者がウェブサイトに表示された期間中又は期限までに本件5役務の提供を受ける場合に限り、通常提供している価格から割引された価格で本件5役務の提供を受けることができるかのように表示していたが、実際には、表示された期間内又は期限までに限らず、より長期間において、割引価格が適用されていた。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191009_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191009_01.pdf</a></p>
<p>R1.9.20 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 トラスト</p>	<p>株式会社トラストは、</p> <p>① 「ヴィーナスカープ」と称する下着（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、「BeautyMarket」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、平成30年5月15日から同年8月1日までの間、「毎日履くだけで2週間-10cm!？」、「人間工学に基づいた設計により履くだけでダイエットを実現!」、「自宅で簡単に脚ヤセ、理想的なクビレを手に入れるならヴィーナスカープ」等と表示すること</p>

			<p>により、あたかも、本件商品①を着用するだけで、著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「ヴィーナスウォーク」と称する下着（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月13日以降、自社ウェブサイトにおいて、「いま業界で話題沸騰中の“加圧式”脂肪燃焼ソックス」、「自宅で履くだけで常時トレーニング状態！？」、「自宅で簡単！毎日履くだけで憧れのモデルのようなスラッと美脚に！」等と表示することにより、あたかも、本件商品②を着用するだけで、著しく脚が細くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、①及び②の各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/016440/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/016440/</a></p>
<p>R1.8.28 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 GLAND</p>	<p>株式会社GLANDは、「金剛筋シャツ」と称するシャツ（以下「金剛筋シャツ」という。）及び「金剛筋レギンス」と称するレギンス（以下「金剛筋レギンス」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、「メンズキング」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 金剛筋シャツについては、平成29年12月27日から平成30年2月23日までの間、例えば、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「まさか、たった3回の腹筋でこんなに追い込まれるなんて・・・！超DS級の加圧力、ぶっちゃけ舐めてました。」等と記載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 金剛筋レギンスについては、平成30年5月2日から同年6月5日までの間、例えば、「穿くだけ 下半身集中トレーニングで、勝手に基礎代謝量アップ⇒極限まで強化された燃焼力が、無意識下で脂肪を燃やしまくる！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>

			<p>課徴金額：4807万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_0828_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_0828_1.pdf</a></p>
R1.8.27 【措置命令】	大阪府	大和ハウス工業株式会社	<p>大和ハウス工業株式会社は、自社が運営する「岩塩温泉りんくうの湯」及び「岩塩温泉和らかの湯」において、施設内に「温泉」と表示するとともに、当該「温泉」の効能を表示することなどにより、あたかも、浴槽の温水について、温泉を使用したものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、温泉法に基づく温泉の利用許可を得ておらず、当該浴槽の温水は、効能を表示できるものではなかった。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=35629">http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=35629</a></p>
R1.8.27 【措置命令】	大阪府	株式会社オンテックス	<p>株式会社オンテックスは、自社が運営する「和泉橋本温泉 美笹のゆ」において、施設内に「温泉」と表示するとともに、当該「温泉」の効能を表示することなどにより、あたかも、浴槽の温水について、温泉を使用したものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、温泉法に基づく温泉の利用許可を得ておらず、当該浴槽の温水は、効能を表示できるものではなかった。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=35629">http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=35629</a></p>
R1.8.20 【措置命令】	埼玉県	株式会社RAVIPA	<p>株式会社RAVIPAは、女性向け育毛剤（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年10月1日から令和元年7月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>①ア 「顧客満足度91.3%」等と表示することにより、あたかも本件商品に対する顧客満足度が高いかのように示す表示をしていたが、実際には、商品モニターに対して行った調査であり、客観性が確保されているとはいえない調査であった。</p> <p>イ 「50代」との記載と共に、人物の顔写真を表示することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、実年齢よりも若く見えるかのように示す表示をしていたが、実際には、40代の人物であった。</p> <p>ウ 比較写真を表示することにより、あたかも、本件商品で頭皮の手入れをするだけで、毛髪量が増えるかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品の使用だけでは比較写真のような毛髪量の変化は得られなかった。</p> <p>② 「いつでも好きな時に1ステップで解約できます」等と表示することにより、あたかも本件商品の売買契約を容易に解約できるかのように表示していたが、実際には、解約手段は平日午前10時から午後5時までの電話に限られ、電話がつながりにくく、容易に解約できないものであ</p>



			<p>た。</p> <p><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0821-03.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0821-03.html</a></p>
R1.8.7 【措置命令】	岡山県	株式会社 ホームグリーン	<p>株式会社ホームグリーンは、水産加工品9商品（以下「本件9商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「カットわかめ」と称する商品について、少なくとも平成30年5月17日から同年9月17日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「瀬戸内海産だから、新鮮、安心、キレイ、美味しい。」等と表示するなど、あたかも、本件9商品の水産物の原材料は、瀬戸内海産のものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、外国産のものであった。</p> <p><a href="http://www.pref.okayama.jp/page/623449.html">http://www.pref.okayama.jp/page/623449.html</a></p>
R1.8.7 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ブルースター	<p>株式会社ブルースターは、同社が運営する店舗において供給するクリーニングサービスを一般消費者に提供するに当たり、</p> <p>① 例えば、平成28年4月25日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて、「ジャンパー」と称する品目のクリーニングサービスについて、「[通常]600円〇+[撥水加工]500円=1,100円～」及び「撥水加工料込み！！550円～」と表示するなど、実際の提供価格に当該価格を上回る価格（以下「比較対照価格」という。）を併記することにより、あたかも、比較対照価格は通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、比較対照価格は、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>② 例えば、平成28年6月6日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて、「ダウンジャケット」と称する品目のクリーニングサービスについて、「ダウン オール半額」及び「ダウンジャケット 900円」と表示するなど、あたかも、通常提供している価格から半額又は30パーセント割引いて提供するかのように表示していた。</p> <p>実際には、半額という割引額又は30パーセントという割引率の算出の基礎となる価格は、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_190807_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_190807_01.pdf</a></p>
R1.8.7 【課徴金納】	消費者庁	イオンペット 株式会社	<p>イオンペット株式会社は、</p> <p>① 「トリミングサービス」と称する役務（以下「トリミングサービス」という。）を一般消費者</p>

付命令】			<p>に提供するに当たり、平成28年4月1日から平成30年10月18日までの間（店舗・表示媒体によって期間は異なる。）</p> <p>ア ポスター、チラシ又は自社ウェブサイトにおいて、「当店では全てのトリミングコースに炭酸泉シャワーを使用しております。」と記載することにより</p> <p>イ POPにおいて、「当店のシャワーは炭酸泉を使用しています。」と記載することにより</p> <p>あたかも、トリミングサービスで使用しているシャワーには炭酸泉を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、トリミングサービスで使用しているシャワーは、51店舗において、全く又は一定の割合で、炭酸泉を使用していなかった。</p> <p>② 「ホテルサービス」と称する役務（以下「ホテルサービス」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成28年4月1日から平成30年10月25日までの間（店舗によって期間は異なる。）</p> <p>ア ポスター、チラシ及び自社ウェブサイトにおいて、「お散歩朝夕2回」と記載することにより</p> <p>イ ポスターにおいて、「お散歩1日2回」及び「夕方のお散歩」と記載するとともに、犬を外で散歩させる写真を掲載することにより</p> <p>ウ ポスターにおいて、「お散歩朝夕2回」と記載することにより</p> <p>エ 自社ウェブサイトにおいて、「夕方のお散歩」と記載するとともに、犬を外で散歩させる写真を掲載することにより</p> <p>あたかも、ホテルサービスで提供する散歩は、屋外で実施されているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、ホテルサービスで提供する散歩は、107店舗において、全く又は一定の割合で、屋外で実施されていなかった。</p> <p>課徴金額：3280万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_190807_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_190807_02.pdf</a></p>
R1.7.8 【措置命令】	消費者庁	株式会社 サンプラザ	<p>株式会社サンプラザは、同社が運営する29店舗において供給するパンの各商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 例えば、平成29年7月1日に大阪府及び奈良県内に配布された日刊新聞紙に折り込んだ富田</p>

			<p>林店等に係るチラシにおいて、「菓子パン・食パン 全品 メーカー希望小売価格より 3割引」と表示するなど、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、本件商品を当該メーカー希望小売価格から3割割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されていなかった。</p> <p>② 本件商品のうち「神戸屋 スマイルモーニング 4枚切」と称する食パン等の各商品（以下これらを併せて「本件食パン」という。）について、例えば、三国ヶ丘東店において、「神戸屋 スマイルモーニング 4枚切」と称する食パンについて、「パン3割引の日 神戸屋 スマイルモーニング 表示価格は3割引後の価格です 通常価格125円を 4枚切 本体価格88円」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、当該店舗において本件食パンについて通常販売している価格であり、本件食パンを当該通常販売している価格から3割割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、当該店舗において本件食パンについて販売された実績のないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190708_0003.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190708_0003.pdf</a></p>
<p>R1.7.8 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 エムアイカード</p>	<p>株式会社エムアイカードは、「エムアイカードプラスゴールド」と称するクレジットカード（平成30年5月30日付けで同名称に変更する前のクレジットカードを含む。）に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 例えば、平成31年4月1日から令和元年6月10日までの間、「三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度8%ポイントが貯まります。」「百貨店でお得！ 初年度ポイント率8%！」「百貨店でお得！」「ポイントが早く貯まる！」「MICARD+ GOLDに新規でご入会いただくと三越伊勢丹グループ百貨店内のお買物で初年度8%ポイントが貯まる！」等と表示するなど、あたかも、新規に本件役務の提供に係る契約を締結し、かつ、三越伊勢丹グループの百貨店において商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、入会初年度においては、当該利用額の8パーセント分のポイントが付与されるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、少なくとも、例えば、3,000円未満の商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該利用額の1パーセント分のポイントしか付与されない</p>

			<p>など、利用額の８パーセント分のポイントが付与されない場合があった。</p> <p>② 例えば、平成３０年４月１日から同年６月３０日までの間、「期間：２０１８年６月３０日（土）まで」及び「ご入会特典 ゴールドカードの新規ご入会で 三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度８％ポイントが貯まります。」と表示することにより、あたかも、平成３０年６月３０日までに新規に本件役務の提供に係る契約を締結した場合に限り、当該特典の適用を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成３０年４月１日以降、継続して、当該特典の適用を受けることができるものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190708_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190708_0001.pdf</a></p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	玉川衛材株式会社	<p>玉川衛材株式会社は、光触媒を使用したマスク２商品（以下、「本件２商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成２７年９月以降、容器包装において、「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト*採用」等と表示するなど、あたかも、本件２商品を装着すれば、太陽光下において、本件２商品に含まれる光触媒の効果によって、本件２商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</a></p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	大正製薬株式会社	<p>大正製薬株式会社は、光触媒を使用したマスク３商品（以下、「本件３商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「パブロンマスク３６５ ふつうサイズ」と称する商品について、平成２８年３月１日以降、マスクの表面に、様々な粒子が付着し、マスクに接している粒子が分解されているイメージ図と共に、「ウイルス」、「花粉アレルギー」、「光触媒で分解！」及び「太陽光、室内光でも」等と表示するなど、あたかも、本件３商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件３商品に含まれる光触媒の効果によって、本件３商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌、ウイルス及び悪臭の原因となる物質を化学的に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示</p>

			<p>す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</a></p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	アイリスオーヤマ株式会社	<p>アイリスオーヤマ株式会社は、「光の力で分解するマスク」と称するマスク（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月27日から令和元年6月30日までの間、容器包装において、例えば、「マスク表面に付着した菌やウイルス、花粉などが二酸化炭素と水に変わる」等と表示するなど、あたかも、本件商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件商品に含まれる光触媒の効果によって、本件商品表面に付着した花粉、ウイルス、細菌、ハウスダスト及び悪臭の原因となる物質を化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</a></p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	DR. C医薬株式会社	<p>DR. C医薬株式会社は、光触媒を使用したマスク18商品（以下、「本件18商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク（ふつう）」と称するマスクについて、平成30年1月以降、「+4 花粉対策 分解力 レギュラー」、「花粉※を水に変えるマスク」及び「※花粉の中のタンパク質を分解」、「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタンOR (Hyd[AgTi02]) テクノロジーは、花粉／ハウスダスト／カビ等のタンパク質や、汗※／ニオイ※／不衛生タンパク質を分解して水に変える、DR. C医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」等と表示するなど、あたかも、本件18商品を装着すれば、本件18商品に含まれるハイドロ銀チタンの効果によって、本件18商品に付着した花粉、ハウスダスト及びカビのそれぞれに由来するアレルギーの原因となる物質並びに悪臭の原因となる物質を化学的に分解して水に変えることにより、これらの物質が体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提</p>

			<p>出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</a></p>
R1.7.2 【措置命令】	消費者庁	LINEモバイル株式会社	<p>LINEモバイル株式会社は、「エントリーパッケージ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年11月14日から平成31年1月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」と表示することにより、あたかも、本件商品は、同社が提供する全ての移動体通信役務に係る申込時の登録事務手数料が不要となるものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品は、同社が提供する移動体通信役務のうち「LINEフリープラン」と称するプランの「データSIM」と称するサービスタイプに係る申込時には使用できず、当該役務に係る申込時の登録事務手数料については不要となるものではなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190702_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190702_0001.pdf</a></p>
R1.6.28 【措置命令】	消費者庁	ふるさと和漢堂株式会社	<p>ふるさと和漢堂株式会社は、「ドクター・フトレマックス」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服!」、「太る専用プロテイン!」等と表示するなど、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190628_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190628_0001.pdf</a></p>

<p>R1.6.26 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 はぴねすくらぶ</p>	<p>株式会社はぴねすくらぶは、「酵母と酵素 de さらスルー」とカプセル状93粒入りの健康食品（以下「93粒入り」という。）及び「酵母と酵素 de さらスルー」と称するカプセル状42粒入りの健康食品の商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、93粒入りについて、平成28年4月1日から平成29年8月3日までの間、「酵素※1 酵母 乳酸菌の発酵パワーでダイエット!」、食事の画像と共に、「食べることが大好きなあなたへ!」、「『酵母と酵素 de さらスルー』は、生きた酵素と酵母、乳酸菌、さらに白キクラゲ由来のエイドライフリーWJをたっぷり配合した新しいダイエットサプリ。」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の食事制限をすることなく、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：1581万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190626_0002.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190626_0002.pdf</a></p>
<p>R1.6.26 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 アルトルイズム</p>	<p>株式会社アルトルイズムは、「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年4月9日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない!」、「ロマンスグレーはまだ早い!」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ!“黒活”をスタートしましょう!」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：839万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190626_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190626_0001.pdf</a></p>

<p>R1.6.21 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>フィリップ・モリス・ジャパン合同会社</p>	<p>フィリップ・モリス・ジャパン合同会社は、</p> <p>① 「iQOSキット（バージョン2.4）」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に供給するに当たり、例えば、平成27年10月1日から同月31日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したフライヤーにおいて、「今ならアプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」、「iQOSキット メーカー希望小売価格 <del>9,980円</del>（税込）▼5,380円（税込）」、「会員登録キャンペーン期間：2015/10/31まで」等と表示することなど、あたかも、表示された期間内又は期限までに、本件商品①の購入に伴い会員登録を行った場合又は「nanacoカード」と称する会員制電子マネーを使用して本件商品①を購入した場合に限り、表示された値引きが適用される又は「nanacoポイント」と称するポイント（以下「nanacoポイント」という。）が付与されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成27年9月1日から平成29年9月30日までのほとんど全ての期間において、本件商品①について表示された値引きが適用される又はnanacoポイントが付与されるものであった。</p> <p>② 「IQOSキット（バージョン2.4Plus）」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に供給するに当たり、例えば、平成29年6月6日から同年9月20日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したIQOSコーナーにおいて、「<b>お一人様各一台限り</b>」、「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」、「IQOS2.4Plusキット（ホワイト/ネイビー） メーカー希望小売価格 <del>10,980円</del>（税込）▼7,980円（税込）」、「クーポン発券期間：発売開始日～2017/9/20まで」及び「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」と表示するなど、あたかも、表示された期間内又は期限までに、会員登録を行った上で専用クーポンを使用して本件商品②を購入した場合又は本件商品②を購入後に会員登録を行った場合に限り、表示された値引きが適用されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成29年6月6日から平成30年5月31日までの期間において、本件商品②について表示された値引きが適用されるものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190621_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190621_0001.pdf</a></p>
---------------------------	-------------	---------------------------	--



<p>R1.6.14 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 よりそう</p>	<p>株式会社よりそうは、「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」の名称で供給する「家族葬 無宗教プラン」と称する葬儀サービス、「家族葬 仏式プラン」と称する葬儀サービス及び「一般葬 仏式プラン」と称する葬儀サービスの各役務（以下これらを併せて「本件3役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「家族葬 無宗教プラン」と称する葬儀サービスについて、平成29年8月15日から平成30年3月7日までの間、自社ウェブサイト内の「全てセットの定額」と表示のタブをクリックすることにより表示されるウェブページにおいて、「必要なものが全てコミコミだから安心 この金額で葬儀ができます」、「全てセットの定額」、「葬儀に本当に必要なものだけに絞った、格安葬儀プランです 下記の費用で葬儀を行えます」、「家族葬 通夜・告別式を身内だけで行うプラン <b>総額</b>398,000円（税込） 更に資料請求で5,000円引」及び「全て揃った定額 必要なもの全てセット」と表示するなど、あたかも、本件3役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、当該各役務について、それぞれ表示された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。</p> <p>実際には、寝台車又は霊柩車の搬送距離が50kmを超える場合などには、追加料金が発生するものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190614_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190614_0001.pdf</a></p>
<p>R1.6.13 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社高島屋</p>	<p>株式会社高島屋は、化粧品及び雑貨147商品（以下「本件147商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「ディオールスキン フォーエヴァークッション リフィル」と称する商品については、平成28年12月22日から平成31年2月14日までの間、「原産国・生産国 フランス」と記載していた。</p> <p>実際には、例えば、「ディオールスキン フォーエヴァークッション リフィル」と称する商品の原産国は大韓民国であるなど、本件147商品の原産国（地）は、表示された国で生産されたものではなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190613_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190613_0001.pdf</a></p>
<p>R1.6.12 【措置命令】</p>	<p>大阪府</p>	<p>株式会社 かなたに</p>	<p>株式会社かなたには、自ら運営する店舗において一般消費者に「佐賀牛のカルビ照り焼き弁当」と称する商品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイト、プライスカードと称する店頭表示物及び本件商品の包装箱に貼付された商品原材料ラベルにおいて、「佐賀牛の</p>

			<p>カルビ照り焼き弁当」又は「佐賀牛のカルビ照焼き弁当」と表示することにより、あたかも、本件商品の原材料に佐賀牛を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>大阪府知事は、同社に対し、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/syobun/keihyou0612.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/syobun/keihyou0612.html</a></p>
R1.6.5 【措置命令】	消費者庁	株式会社ECホールディングス	<p>株式会社ECホールディングスは、「ブラックサプリEX」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年10月1日から平成31年2月7日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年10月1日から平成31年2月7日までの間、「Before」と付記された白髪が目立つ人物のイラスト及び「After」と付記された黒髪の人物のイラスト、並びに本件商品及び本件商品の容器包装の写真と共に、「いくつになっても、柔らかな印象でゆるふわっ！華やか！」、「年齢のせい・・・じゃなかった！」及び「1日3粒※飲むだけで私もこんなに変わった秘密のサプリ！ ※3粒は目安です」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することにより、白髪が黒髪になる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190605_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190605_0001.pdf</a></p>
R1.5.24 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社e-chance	<p>株式会社e-chanceは、「レニューマックス」と称する自動車ボディ等の傷補修剤（他のカーケア用品と一体的に供給する場合は、当該カーケア用品を含む。以下「レニューマックス」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成28年4月1日から平成29年4月23日までの間、BS放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、例えば、「あっという間にキレイに！」との映像、自動車ボディの傷にレニューマックスが塗布され、その後、当該傷が判別できなくなる程度に消える映像及び「様々な傷が簡単に、あっという間にキレイに」との音声等を放送することにより、あたかも、レニューマックスの修復性能は、自動車ボディのカラー層に至る傷に対して、レニューマックスを塗布して乾かすだけで容易に当該傷を判別できなくなる程度に消すことができるものかのように示す表示をしていた。</p>

			<p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：2845万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0002.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0002.pdf</a></p>
R1.5.24 【課徴金納付命令】	消費者庁	日本マクドナルド株式会社	<p>日本マクドナルド株式会社は、「東京ローストビーフバーガー」と称する料理及び当該料理を含むセット料理並びに「東京ローストビーフマフィン」と称する料理を含むセット料理（以下これらを併せて「本件3料理」という。）の各料理を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「東京ローストビーフバーガー」と称する料理について、テレビコマーシャルにおいて、平成29年8月8日から同月24日までの間、「しっとりリッチな東京ローストビーフバーガー」との音声と共に、ローストされた牛赤身の肉塊をスライスする映像を放送するなど、あたかも、本件3料理の各料理に使用されている「ローストビーフ」と称する料理には、牛のブロック肉（部分肉を分割したもの）を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件3料理の各料理に使用されている「ローストビーフ」と称する料理の過半について、牛の成形肉（牛赤身のブロック肉を切断加工したものを加熱して結着させて、形状を整えたもの）を使用していた。</p> <p>課徴金額：2171万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0001.pdf</a></p>
R1.5.22 【措置命令】	東京都	株式会社ダイナック	<p>株式会社ダイナックは、自ら運営する飲食店において一般消費者に料理を提供するに当たり、当該飲食店のメニューにおいて、</p> <p>① 「鹿児島県黒牛ステーキ」等と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に鹿児島県産の黒毛和牛を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、アメリカ合衆国産の牛肉を使用していた。</p> <p>② 「群馬県林牧場 響喜豚」等と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に国産の豚肉を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、カナダ産の豚肉を使用していた。</p>

			<p>③ 「比内地鶏 地卵の卵焼き」と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に地鶏の卵を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、「地鶏肉の日本農林規格」に定める地鶏の定義に該当しない鶏の卵を使用していた。</p> <p>④ 「山形牛スジと九条葱の牛ぺい焼き」等と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に「九条葱」と称するねぎを使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、「分葱」と称するねぎを使用していた。</p> <p><a href="https://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/05/22/14.html">https://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/05/22/14.html</a></p>
<p>R1.5.9 【措置命令】</p>	<p>鹿児島県</p>	<p>有限会社 鹿北製油</p>	<p>有限会社鹿北製油は、</p> <p>① ごま製品及び食用油（以下「本件38商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「国産 洗いごま黒 50g」と称する商品について、少なくとも平成28年1月から平成30年10月26日までの間、容器包装において、「鹿児島県産 長崎県産」等と記載するなど、あたかも、本件38商品の原料は国産のものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、外国産のものが含まれていた。</p> <p>② 食用油（以下「本件8商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「国産なたねサラダ畑 650g」と称する商品について、少なくとも平成30年6月から同年12月24日までの間、自ら運営するウェブサイトにおいて、「添加物や化学薬品等（苛性ソーダ・蓚酸など）は使用していません。」と記載するなど、あたかも、本件8商品は添加物や化学薬品等が使用されていないかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、リン酸、水酸化ナトリウム、クエン酸、白土が使用されたものであった。</p> <p><a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab11/hyouji.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab11/hyouji.html</a></p>